

## 建築物のバリアフリー関連法制度30年のあゆみ

日本におけるバリアフリーに関する歴史は50年以上になりますが、法制度化から考えると30年です。

これまでのバリアフリー関連法の変遷を振り返るとともに、これから目指すべき取組の方向性について考えます。



### 1994 ハートビル法施行

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称ハートビル法）が施行。不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう行政指導で誘導。

### 2002 ハートビル法改正

- 特定建築物の範囲を拡大
- 床面積 2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等について、基礎的基準への適合を義務付け

**交通バリアフリー法制定(2000年)**  
旅客施設や鉄道、バスなどの車両等のバリアフリー化を目的

### 2006 バリアフリー法施行

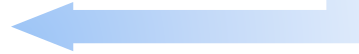
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）が施行され、ハートビル法と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称交通バリアフリー法）が一体となりました。

### 2018 バリアフリー法改正

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、共生社会の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するため、市町村が移動等円滑化促進方針を定める制度の創設などが行われました。

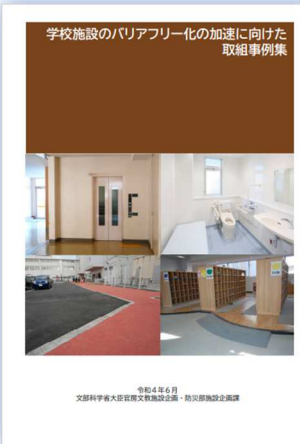
### 2020 バリアフリー法改正

- 国・自治体・国民・施設管理者の責務として「車椅子用駐車施設等の適正な利用の推進」を追加
- バリアフリー基準適合義務の対象に公立小中学校等を追加
- 市町村等による「心のバリアフリー」推進のため教育啓発特定事業を位置づけ 他



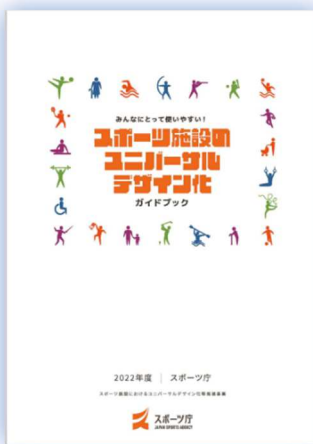
## 近年の国の取組

### 「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」（令和4年6月文部科学省）



学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されることを目的に、学校施設バリアフリー化推進指針の主要な項目の解説のほか、各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別の事例等を掲載。

### みんなにとって使いやすい！ 「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」（令和4年度 スポーツ庁）



年齢や性別、能力等に関係なく「誰もが気軽にスポーツに親しむことができる『場づくり』」を推進していくため、スポーツ施設での、ハード・ソフト両面において配慮すべき事項や取組事例を、計画から運営、改修の各フェーズごとに整理。

## 心のバリアフリーに関する取組

ハードとソフト  
どちらの取組も  
大事だね



### 「心のバリアフリー」と「障害の社会モデル」

「心のバリアフリー」とは、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画（2017年2月）」の中で、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」と示されています。

また、「**障害の社会モデル**」とは、障害者権利条約の中で示された考え方で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、とする考え方です（「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」より）。

「心のバリアフリー」はこの「障害の社会モデル」を理解することから始まります。

「心のバリアフリー」の啓発等についてはバリアフリー法の施行当初より国の責務として位置づけられてきましたが、令和2年の改正バリアフリー法において、継続的かつ計画的に「心のバリアフリー」に取組を実施するため「教育啓発特定事業」が法律上位置付けられたところです。



### 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン （令和4年3月 国土交通省）

令和2年の改正により「教育啓発特定事業」が法律上位置付けられたことを受け、バリアフリー基本構想に基づいて、心のバリアフリーの取組として実施される教育啓発特定事業について、事業実施にあたっての基本的な考え方や事業計画作成のポイント、具体的な事業を行う際のポイントや事例等を示したガイドラインを作成。

「バリアフリー教室」や「まち歩き点検」など4つの手法について紹介！



### 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン （令和5年3月 国土交通省）

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用について、ソフト面での対応として、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るための望ましい考え方をガイドラインとしてまとめたものです。利用対象者の明確化の考え方について、また様々な駐車区画の確保・不適正利用対策の取組について紹介しています。

### ～高齢者障害者等用施設等の適正利用推進

#### キャンペーン～

国土交通省において、バリアフリースイッチ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等の施設や設備について、真に必要な方が必要な時に利用できるよう、適正な利用の推進に向け、令和3年に啓発ポスターを作成。ポスターの一斉掲示及びチラシの配布、バリアフリー教室における講座等を開催するキャンペーンを実施（令和3～5年度は12月頃）するなどして、「心のバリアフリー」を推進しています。

### 啓発ポスター



# 福岡県福祉のまちづくり条例施行25周年！

これからもよろしく  
お願いいたします。



条例施行から25年、これまでに3千件を超える建物に適合証が交付され、本県における建物のバリアフリー化は着実に進んできました。

今後も県内の施設のバリアフリー化を一層進めていくため、県条例の基準の中でも、相談件数が多く、実際の現場で間違った設置方法となっているケースが多い**視覚障害者用床材**について、改めてその目的や設置基準等について解説します。



▲まちづくり条例  
シンボルマーク

## 視覚障害者用床材とは

日本で開発され、全国に、海外に広まっていった「視覚障害者誘導用ブロック」。県条例では線状の 패턴のものを「**誘導用床材**」、点状の patternのものを「**注意喚起用床材**」と呼んでいます。国の「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」において、これらのブロックは、「視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である」、と定義されています。

誘導用床材は、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように誘導し、視覚障害者が段差等の存在を認識し又は障害物を回避できるように設けられています。

注意喚起用床材は、視覚障害者に主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内するために用いられます。階段前、横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、案内板の前、障害物の前、駅のホームの端等に設置されています。

このように視覚障害者用床材は、視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるように設けられた重要な設備です。

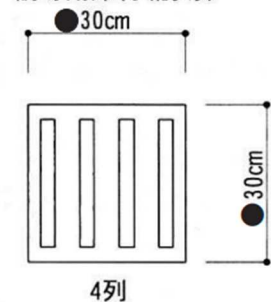
## 床材の種類・規格

【県条例】 ●整備基準 ◎望ましい基準

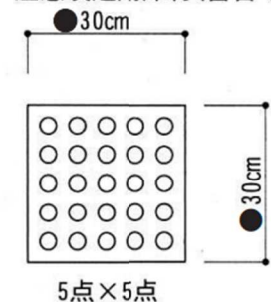
縦横 30 cm。形状は、JIS T 9251 に適合するものを標準とする。

視覚障害者用床材の種類は、並行する線状の突起をその表面につけた誘導用床材と、点状の突起をその表面につけた注意喚起用床材の2種類です。

誘導用床材(誘導)



注意喚起用床材(警告・注意・喚起)



## 設置方法

誘導用床材は、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用います。歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを並行にすることによって示します。

注意喚起用床材は、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用います。

### 【共通事項】

- ・足裏の触覚でブロックの方向を認識できる程度の面積があること

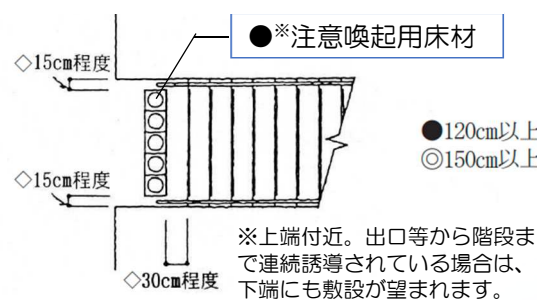
### 【誘導用床材】

- ・頭上及び周囲 30 cm以内に障害物が無い箇所に設置すること
- ・移動方向を認識しやすいこと
- ・必要な場所に誘導されていること
- ・連続性を保つこと

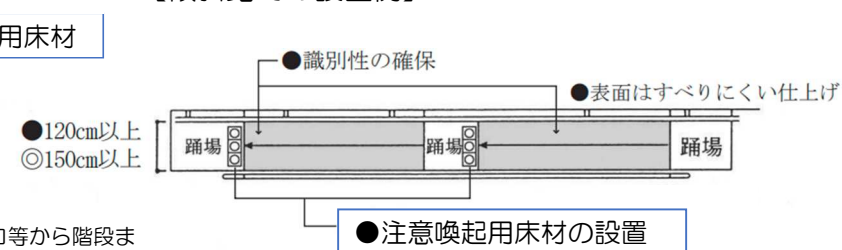
### 【注意喚起用床材】

- ・障害物前で立ち止まることができること(障害物の 30cm 手前に設置)
- ・分岐点がわかりやすいこと
- ・何を警告しているのかを認識しやすいこと

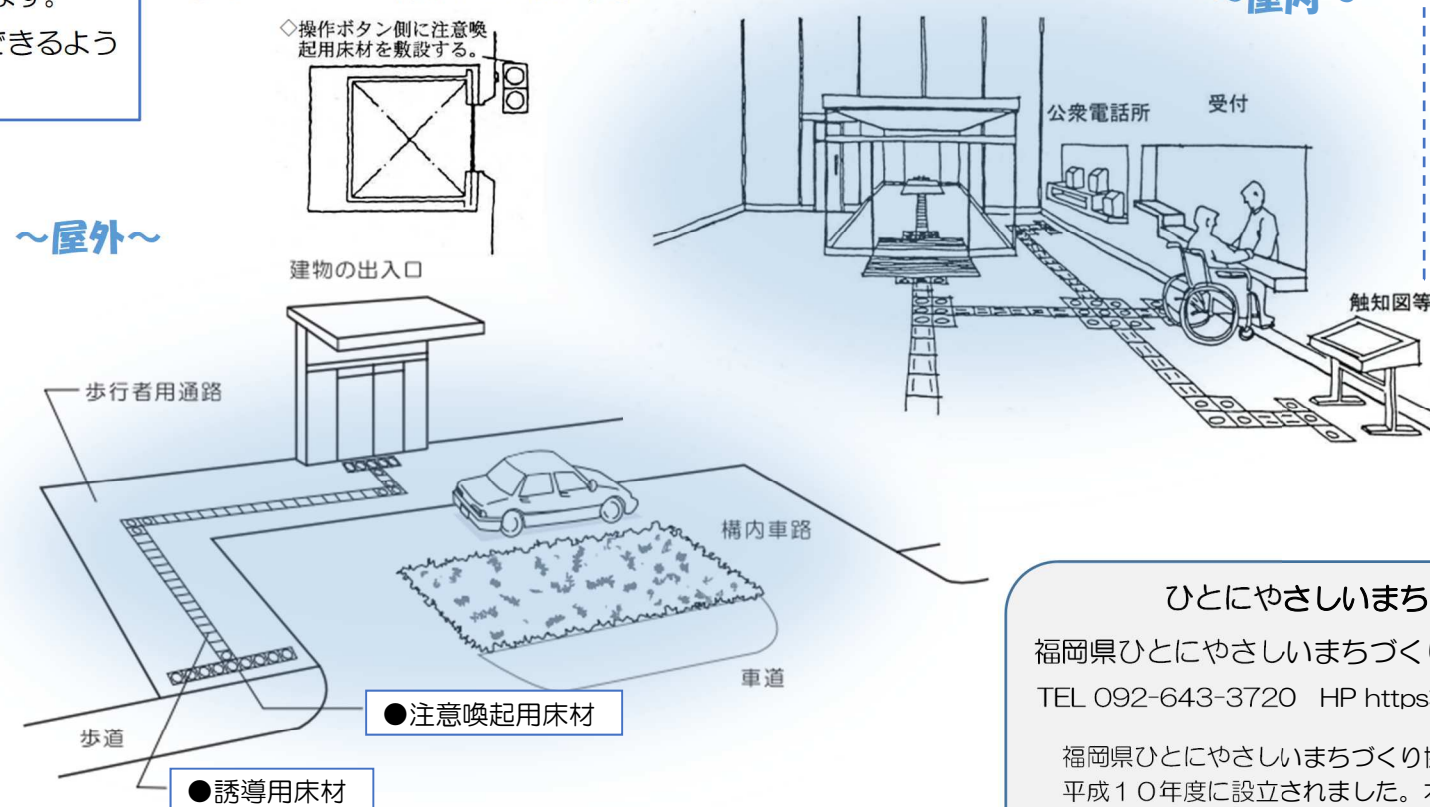
### 【階段の前後での設置例】



### 【傾斜路での設置例】



### 【エレベーター乗降口での設置例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

## 識別性の確保

【県条例】 ●整備基準 ◎望ましい基準

原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材と明度差又は輝度比の大きい色。

色については、「原則として黄色とする」ことを求めています。これは黄色が一般的なアスファルト舗装との対比により「周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色」となることが多いと判断しているためです。路面の色が黄色と類似している場合には、周囲の路面との輝度比 2.0 以上確保することが望まれます。

輝度比は、輝度計により測定することができます。

## 不適切事例紹介

(出典：(公財)国際交通安全学会「視覚障害者用ブロック(点字ブロック)の適正な設置のためのガイドブック」)

### 【門の前】

✕ 門の手前に注意喚起用床材がない



### 【スロープ】

✕ スロープ内に誘導用床材を敷設



この他にもガイドブックにはたくさん事例が載っています！

よくある相談の中で、代替措置(床材を敷設する代わりにの措置)については、県ホームページのQ&Aを確認してね！対象となる施設が限定されるなど、適用できる条件があるよ！



## ひとにやさしいまちづくりニュースに関する問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会(事務局 福岡県建築都市部建築指導課)  
TEL 092-643-3720 HP <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hitoyasa.html>

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会は、福祉のまちづくりを着実に前進させるために、平成10年度に設立されました。本協議会では、福祉のまちづくり条例の普及啓発を行い、建築物等のバリアフリー化の推進を行っています。